

(目的)

第1条 この計画は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条の二に基づき、駅の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、当駅に勤務し又は当駅を利用する者に適用する。

2 当駅の名称及び所在地は、以下のとおりである。

名称	所在地
東西線 木場駅	江東区木場5-5-1

(駅近接施設の関係者との相互連携)

第3条 管理駅に直接接続する施設等ができた場合は、この計画及びその訓練の実施にあたって、該施設の関係者と、情報の共有その他の相互連携に努めるものとする。

(浸水想定及び洪水予報等)

第4条 水防法第十四条第1項、第十四条の二第1項及び第十四条の三第1項に基づき指定された浸水想定区域内に当駅がある河川は、次に掲げるとおりである。

(1) 荒川

2 水防法第十五条第2項に基づき伝達される洪水予報等の受信方法は、以下のとおりである。

受信方法	伝達元
東西線 木場駅	NTT FAX 江東区土木部河川公園課工務係 江東区総務部危機管理室防災課

(防災体制)

第5条 洪水の危機を認めたときは、当駅に自衛水防隊を編成する。

2 自衛水防隊は、自衛水防統括管理者、自衛水防隊長及び自衛水防副隊長並びに総括・情報班、避難誘導・救護班、警戒活動班から構成し、当駅に勤務する者を割当ててを基本とする。

3 自衛水防隊の任務は、次に掲げるとおりである。

(1) 自衛水防統括管理者 自衛水防隊を統括する。

(2) 自衛水防隊長 各班を編成・指揮する。

(3) 自衛水防副隊長 自衛水防隊長を補佐し又は代行する。

(4) 総括・情報班 水防管理者等との連絡窓口となる。

(5) 避難誘導・救護班 旅客等を安全な場所へ誘導及び負傷者が発生した場合の応急処置を行う。

(6) 警戒活動班 指定された箇所の止水処置を行う。

4 すべき活動を終え又は洪水の危機がなくなったときは、自衛水防隊を解散する。  
(避難の誘導及び浸水の防止のための活動)

第6条 自衛水防隊は、利用者の避難誘導、出入口等の止水処置等を行う。

2 避難誘導は、当駅構内の出入口等までとし、避難先の案内については、関係行政機関からの広報によるものとする。

3 止水処置は、避難誘導が完了してから行うものとする。ただし、避難誘導と並行して行うことがある。

(避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備)

第7条 避難誘導経路並びに止水処置の位置及び方法は、別記を基本とする。

(教育・訓練の実施)

第8条 当駅に勤務する者に対して、防災週間等の時機を捉えて、この計画に係る教育・訓練を実施するものとする。

別記

駅構内図 (基本とする避難誘導経路並びに止水処置の位置及び方法)

東西線木場駅構内立体図

- 避難誘導経路
- 止水板等による止水処置

